

# 法令索引

油又は有害液体物質による海洋の汚染の防止のために使用する薬剤の技術上の基準を定める省令……………	三三〇			
う				
運輸安全委員会運営規則……………	四三八			
運輸安全委員会事務局組織規則……………	四三五			
運輸安全委員会設置法……………	四三七			
運輸安全委員会設置法施行規則……………	四三四			
運輸安全委員会設置法施行令……………	四三三			
運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(抄)……………	三三一			
運輸審議会一般規則……………	四九九			
運輸審議会令……………	四九八			
え				
英国船舶ノ検査二関スル件……………	一七〇			
液化ガスばら積船の貨物タンク等の技術基準を定める告示……………	一一一			
液化化等物質及び船舶による液化化等物質の積載の方法を定める告示……………	三一九			
お				
大島瀬戸における経路の指定に関する告示……………	三二四			
OCRに用いる申請書の記載方法に関する告示……………	二七六			
か				
海運企業財務諸表準則……………	三二			
海技試験の定期試験の期日及び場所等を定める告示……………	二七三			
外船舶建造融資利子補給臨時措置法……………	三三六			
外船舶建造融資利子補給臨時措置法施行規則……………	三三三			
外船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令……………	三三二			
外船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律……………	一六六			
外国等による本邦外船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律……………	三三			
外国等による本邦外船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律施行規則……………	三〇			
海事代理士試験規程……………	四〇六			
海事代理士法……………	四〇五			
海事代理士法施行規則……………	四〇四			
海上運送法……………	三			
海上運送法施行規則……………	四			
海上運送法施行令……………	四			
海上交通安全法……………	三〇五			
海上交通安全法第二十五条第二項の規定に基づく経路の指定に関する告示……………	三〇六			
海上交通安全法施行規則……………	三〇七			
海上交通安全法施行規則第六条第四項の規定による仕向港に関する情報及び進路を知らせるために必要な情報を示す記号を定める告示……………	三〇六			
海上交通安全法施行令……………	三〇六			
海上災害救助用物品の無償貸付及び譲与に関する省令施行細則……………	二九五			
海上衝突予防法……………	三〇九			
海上衝突予防法施行規則……………	三〇三			
海上衝突予防法施行令……………	三〇三			
海上衝突予防法施行規則第九条第一項第三号の動力船を定める告示……………	三〇五			
海上衝突予防法施行規則第二十二条第一項第十五号の信号を定める告示……………	三〇五			
海上における人命の安全のための国際条約等による証書に命の安全のための国際条約等海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令附則第二条第三項の国土交通大臣が定める登録水先人養成施設の課程の一部を定める告示……………	二八三			
海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律……………	二九〇			
海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行規則……………	二九〇			
海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令……………	二九〇			
海上保安官に協力援助した者等の災害給付の実施に関する告示……………	二九五			
海上保安庁組織規程……………	二八四			
海上保安庁法……………	二八七			
海上保安庁法施行令……………	二八三			
海難審判所組織規程……………	三三六			
海難審判法……………	三三六			
海難審判法施行規則……………	三三六			
海難審判法施行令……………	三三六			
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める政令……………	三四七			
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律……………	三四二			



航海当直基準	三七一	港湾労働法施行規則	二〇〇七	経過措置を定める政令	六五三
航海に関する記録を定める告示	三六一	港湾労働法施行令	二〇〇四	国際海上物品運送法	五〇五
航海ノ制限等二ノスル件	三〇四	小型船舶安全規則	一〇〇	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保	二九七
航海用具の基準を定める告示	一四九	小型船舶の基準を定める告示	一〇六	等に関する法律	二九五
港則法	三二六	小型漁船の総トン数の測度に関する省令	六〇	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保	二九三
港則法施行規則	三三七	小型漁船の総トン数の測度に関する政令	六〇	等に関する法律施行規則	二九二
港則法施行規則第八條の二の規定による指示	三五五	小型船造船業法	一七六	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保	三〇二
港則法施行規則第十一條第一項の規定による	三五五	小型船造船業法施行規則	一七六	等に関する法律施行規則第二條第一項第五	三〇二
港則法施行規則第十一條第一項の規定による	三五五	小型船舶安全規則	九六	号の船舶を定める告示	三〇二
港則法施行規則第十一條第二項の規定による	三五五	小型船舶安全規則第五十八條第二項第一号口	一〇九	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保	三〇三
港則法施行規則第十一條第二項の規定による	三五五	の設備を定める告示	一〇九	等に関する法律施行規則第七條第四項の保	三〇三
港則法施行規則第十一條第二項の規定による	三五五	小型船舶検査機構に関する省令	九七	安確認書に関する告示	三〇三
港則法施行規則第十一條第二項の規定による	三五五	小型船舶検査機構の財務及び会計に関する省	九七	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保	三〇三
港則法施行規則第十一條第二項の規定による	三五五	令	九七	等に関する法律施行規則第十六條第一項第	三〇三
港則法施行規則第十一條第二項の規定による	三五五	小型船舶操縦士試験の実技試験に使用す	九七	十二号の国際航海日本船舶の保安の確保の	三〇三
港則法施行規則第十一條第二項の規定による	三五五	る小型船舶の基準を定める告示	九七	ための必要な事項を定める告示	三〇三
港則法施行規則第十一條第二項の規定による	三五五	小型船舶操縦士試験機関が特定試験事務を行	九七	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保	三〇三
港則法施行規則第十一條第二項の規定による	三五五	う事務所の管轄区域の告示	九七	等に関する法律施行規則第七十四條第二項	三〇三
港則法施行規則第十一條第二項の規定による	三五五	小型船舶操縦士試験機関に関する省令	九七	及び第七十六條第二項の海上保安官署の長	三〇三
港則法施行規則第十一條第二項の規定による	三五五	小型船舶登録規則	九七	を定める告示	三〇三
港則法施行規則第十一條第二項の規定による	三五五	小型船舶登録規則第二條第五号の水域を定め	九七	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保	三〇三
港則法施行規則第十一條第二項の規定による	三五五	る告示	九七	等に関する法律施行規則第七十七條第二号	三〇三
港則法施行規則第十一條第二項の規定による	三五五	小型船舶登録規則第二條第六号の船舶を定め	九七	る告示	三〇三
港則法施行規則第十一條第二項の規定による	三五五	る告示	九七	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保	三〇三
港則法施行規則第十一條第二項の規定による	三五五	小型船舶登録令	九七	等に関する法律施行規則第八十三條の権限	三〇三
港則法施行規則第十一條第二項の規定による	三五五	小型船舶に係る検査及び確認に関する省令	九七	の委任に関する告示	三〇三
港則法施行規則第十一條第二項の規定による	三五五	小型船舶の基準を定める告示	九七	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保	三〇三
港則法施行規則第十一條第二項の規定による	三五五	小型船舶の登録等に関する法律	九七	等に関する法律施行令	三〇三
港則法施行規則第十一條第二項の規定による	三五五	小型船舶の登録等に関する法律の施行に伴う	九七	国際信号書の使用に関する省令	三〇三
港則法施行規則第十一條第二項の規定による	三五五	経過措置を定める省令	九七	国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な	三〇三
港則法施行規則第十一條第二項の規定による	三五五	小型船舶の登録等に関する法律の施行に伴う	九七	実施に関する法律施行規則	三〇三

国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則第二十二條第一項第二号の船舶の航行に伴い生ずる廃棄物及び同項第三号の船用品を定める告示	一八六	国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令	二九〇	国土交通省設置法(抄)	四三六	国土交通省組織規則(抄)	四三四	国土交通省組織令(抄)	四三三	固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積載の方法を定める告示	三三〇	災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律	四五五	最低賃金法	二四五	産業標準化法	一七三	産業標準化法施行規則	一八八	指定海域への入域に関する通報の方法に関する告示	三二五	指定海上防災機関に関する省令	三三二	指定漁船に乗り組む海員の労働時間及び休日に関する省令	三〇五	指定漁船に乗り組む船員の有給休暇に関する省令	三〇九	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(抄)	三一九	乗船履歴に係る職務の内容の記録に関する告示	二七四	商法(抄)第三編 海商	四九〇	商法第七百九条ニ規定スル属具目録ノ書式ノ件	五三	商法施行法(抄)	五〇	商法施行法第二百二十二条ノ規定ニ依ル湖川、港湾及沿岸小航海ノ範圍ニ関スル件	五〇	進路を警戒する船舶、消防設備を備えている船舶及び側方を警戒する船舶の指定に関する告示	三〇九	進路を警戒する船舶、消防設備を備えている船舶又は側方を警戒する船舶の配備を指示する場合における指示の内容に関する基準を定める告示	三〇六	水域保安規程等に記載すべき事項に関する告示	三〇四	水難救護法	二九四	水難救護法施行細則	二九六	水難救護法施行令	二九六	水路業務法	二六六	水路業務法施行規則	二九〇	水路業務法施行令	二九〇	船位通報制度に関する告示	三四四	船員災害防止活動の促進に関する法律	二四〇	船員災害防止活動の促進に関する法律施行規則	二四二	船員災害防止協会の設立及び監督に関する規則	二四二	船員職業安定法	二四七	船員職業安定法施行規則	二五〇	船員職業安定法施行令	二四六	船員電離放射線障害防止規則	三三五	船員電離放射線障害防止規則の規定に基づき国土交通大臣が定める限度及び方法	三六七	船員に係る未払賃金の額の確認等に関する省令	二四二	船員に関する個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則	二五四	船員に関する特別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則第一条第一項の規定に基づき、あつせん申請書の様式を定める件	二四六	船員に関する雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則	二五九	船員に関する賃金の支払の確保等に関する法律施行規則	二四九	船員の雇用の促進に関する特別措置法	二五三	船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則	二五三	船員の雇用の促進に関する特別措置法施行令	二五三	船員の最低賃金に関する省令	二五〇	船員の労働条件等の検査等に関する規則	二四一	船員派遣元事業者が講ずべき措置に関する指針	二五七	船員法	二二五	船員法第一条第二項第一号の港の区域の特例に関する政令	二四九	船員法第一条第二項第二号の港の区域を指定する件	二四九	船員法第一条第二項第三号の漁船の範圍を定める政令	二四九	船員法第一条第二項第三号の漁船の範圍を定める政令	二四九
---	-----	------------------------------	-----	-------------	-----	--------------	-----	-------------	-----	---------------------------------	-----	-----------------------------------	-----	-------	-----	--------	-----	------------	-----	-------------------------	-----	----------------	-----	----------------------------	-----	------------------------	-----	---------------------------	-----	-----------------------	-----	-------------	-----	-----------------------	----	----------	----	---------------------------------------	----	--	-----	--	-----	-----------------------	-----	-------	-----	-----------	-----	----------	-----	-------	-----	-----------	-----	----------	-----	--------------	-----	-------------------	-----	-----------------------	-----	-----------------------	-----	---------	-----	-------------	-----	------------	-----	---------------	-----	--------------------------------------	-----	-----------------------	-----	--------------------------------	-----	---	-----	---	-----	---------------------------	-----	-------------------	-----	-----------------------	-----	----------------------	-----	---------------	-----	--------------------	-----	-----------------------	-----	-----	-----	----------------------------	-----	-------------------------	-----	--------------------------	-----	--------------------------	-----

める政令第二号の漁船の範囲を定める省令	二五五	船員法施行規則第七十七条の六第一項の規定に基づき、運輸大臣が告示で定める基準を定めた件	二〇〇
船員法第六十条第二項及び第六十二条第一項の労働時間に係る暫定措置に関する政令	二五五	船員法施行規則第七十七条の七第四項第二号及び第五項第二号並びに第九号表第四号2及び第十号表第二号1の規定に基づき、国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習の内容を定める件	二〇〇
労働時間の延長の限度に関する基準	二五七	船員法施行規則第七十七条の九の国土交通大臣が定める基準	二〇〇
船員法第八十条第三項の食料表	二五八	船員法施行規則第七十七条の十一第一項の国土交通大臣が定める基準	二〇〇
船員法第八十条第一項の規定により市町村が処理する事務に関する政令	二六〇	船員法施行規則第七十七条の十二第三項第二号等の国土交通大臣が定める基準に適合する講習の内容	二〇〇
船員法第四十四条第一項の市町村長を指定する告示	二六二	船員法施行規則第七十七条の十四第一項の国土交通大臣が告示で定める基準を定める件	二〇〇
船員法第七十二条の三の国土交通大臣が定める危険物又は有害物を定める件	二七二	船員法施行規則第七十八条の二第一項の規定に基づく運輸大臣が告示で定める基準	二〇〇
船員法第七十八条の三の主務大臣の定める速力	二七二	船員法施行規則第七十八条の二の二第一項の規定に基づく運輸大臣が告示で定める基準	二〇〇
船員法関係手数料令	二四〇	船員法施行規則第八号表第三号2(1)から(4)までの規定に基づき、国土交通大臣の指定する海技大学校等の講習料の課程を定める告示	二〇〇
船員法施行規則	二七	船員法施行規則第九号表第一号1、第二号1及び第三号1の規定に基づく国土交通大臣が告示で定める基準	二〇〇
船員法施行規則第三号の三第一項第一号の航路を指定した件	二八三	船員法施行規則第九号表第四号1(2)及び第五号1(2)の規定に基づく国土交通大臣が告示で定める基準	二〇〇
船員法施行規則第三号の十六の船舶を定める告示	二八三	船員法施行規則第十号表第一号1(3)及び2(3)の国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習	二〇〇
船員法施行規則第十二条第三項第三号に規定する航路を定める告示	二八四	船員法に基づく登録検査機関に関する政令	二〇〇
船員法施行規則第二十八条第一項の運輸支局及び海事事務所を指定する件	二八四	船員法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令(抄)	二〇〇
船員法施行規則第五十三条第一項に掲げる船舶に備え付ける医薬品その他の衛生用品の数量を定める告示	二八五	船員労働安全衛生規則に基づく運輸大臣が指定する衛生上有害な物	二〇〇
船員法施行規則第五十三条第一項第三号の規定に基づく国土交通大臣の指定する漁船	二八七	船員労働安全衛生規則の規定に基づく運輸大臣の指定する常用危険物	二〇〇
船員法施行規則第五十六条第二項の規定に基づく国土交通大臣が告示で定める漁船	二八八	船員労働統計調査規則	二〇〇
		船主相互保険組合法	二〇〇
		船主相互保険組合法施行規則	二〇〇
		船主相互保険組合法施行令	二〇〇
		先進船舶の対象範囲を定める告示	二〇〇
		船籍港の所在地を管轄する登記所が二以上ある船舶の管轄登記所を指定する省令	二〇〇
		船体及び排水設備の材料の要件を定める告示	二〇〇
		船体及び排水設備の溶接継手部の溶接施工方法及び溶接材料の要件を定める告示	二〇〇
		船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示	二〇〇
		船体の水密を保持するための構造の基準を定める告示	二〇〇
		船内における食料の支給を行う者に関する省令	二〇〇



条第二項第一号の船舶を指定する件……………	二七〇九	設備の基準を定める告示……………	一四四	船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律……………	一八〇
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第四号の告示で定める船舶を定める告示……………	二七〇九	船舶設備規程第一百五十三条の三十二第一項のガス等を定める告示……………	一四九	法律第二条第六項の規定に基づき主務大臣が定める物質を定める告示……………	一八三
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条の七の国土交通大臣が告示で定める基準を定める告示……………	二七〇	船舶設備規程第二百八十八条第一項の動力ビルジポンプを定める告示……………	一五六	船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則……………	一八六
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第一項及び第六十六条の地方運輸局等を指定する告示……………	二七三	船舶等型式承認規則第六条第一項ただし書の物件を定める告示……………	一五六	船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行令……………	一八五
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第六十八條第一号イの海域を指定する件……………	二七三	船舶登記規則……………	一六三	船舶の消防設備の基準を定める告示……………	一八〇
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第三十五條第三号の国土交通大臣が告示で定める事業の用に供する小型船舶……………	二七四	船舶登記令……………	一六三	船舶の所有者等の責任の制限に関する法律……………	一八〇
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第四十條の国土交通大臣が告示で定める再教育講習の基準……………	二七五	船舶と港長との間の無線通信による連絡に関する告示……………	一六六	船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令……………	一八〇
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の国土交通大臣が告示で定める国際航海を定める件……………	二七四	船舶における船内の騒音防止の措置を定める告示……………	一四一	船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示……………	一四八
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則別表第六備考2の国土交通大臣が別に定める基準を定める告示……………	二七五	船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令……………	一三三	船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができるもの水質の基準を定める省令……………	一四七
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令……………	二七五	船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第五條第三号の規定に基づき国土交通大臣の指定する漁業を定める告示……………	一三三	船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができるもの水質の基準を定める省令第二号の国土交通大臣が定める方法……………	一四八
船舶職員法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令……………	二七〇	船舶による危険物の運送基準等を定める告示……………	一三〇	船舶のトン数に関する証書交付規則……………	一四九
船舶職員法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令……………	二七〇	船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示……………	一三〇	船舶のトン数の測度に関する法律……………	一四五
船舶設備規程……………	二五一	船舶の積裝数等を定める告示……………	一三三	船舶のトン数の測度に関する法律施行令……………	一四五
船舶設備規程第一百五十三条の二十八の安全通行……………	二五八	船舶の区画の水密を保持するための設備の基準等を定める告示……………	一四六	第三項の経過措置を定める政令……………	一六九
		船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律……………	一六六	船舶の排水設備の基準を定める告示……………	一五七
		船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律……………	一六六	船舶の防火構造の基準を定める告示……………	一五六
		船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律……………	一六六	船舶復原性規則……………	一五五

船舶復原性規則第二十六条の仮想状態を定める告示	一七〇四	(抄)	貨金の支払の確保等に関する法律	二六九	特殊貨物船舶運送規則第十五条の十の船舶を定める告示	二二三
船舶保安認定書等交付規則	三〇三四		貨金の支払の確保等に関する法律施行令	二四七	特殊貨物船舶運送規則第十七条第二項の告示で定める国及び機関	二二三
船舶法	五〇一					
船舶防火構造規則	一六〇〇		登記手数料令(抄)	六九	特殊貨物船舶運送規則第二十四条の告示で定める国	二二三
船舶法施行細則	五〇六		登録海技免許講習の必要履修科目の講習時間等の講習の内容の基準等を定める告示	二七五	特定外貿埠頭の管理運営に関する法律	二〇九七
船舶油濁等損害賠償保障法	五〇三		登録海技免状更新講習等の必要履修科目の講習時間等の講習の内容の基準等を定める告示	二七七	特定外貿埠頭の管理運営に関する法律	二〇九七
船舶油濁等損害賠償保障法施行規則	五〇四		登録小型船舶教習所の教習の内容の基準等を定める告示	二七九	特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法	三〇六五
船舶油濁等損害賠償保障法施行令	五〇一		登録操縦免許証更新講習等の必要履修科目の講習時間等の講習の内容の基準等を定める告示	二七九	特定二酸化炭素ガスに含まれる二酸化炭素の濃度の測定の方法を定める省令	三七七
船舶油濁等損害賠償保障法施行令第二十三条第二項第二号及び第三項第二号の総トン数を定める告示	五〇三		登録電子海図情報表示装置講習の必要履修科目の講習時間等の講習の内容、講習の方法等の基準を定める告示	二七五	特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可等に関する省令	三九五
そ			登録電子通信移行講習の必要履修科目の講習時間等の講習の内容の基準等を定める告示	二七三	特別とん税法	四〇〇
総合海洋政策本部令	四五〇		登録水先人養成施設及び登録水先免許更新講習に関する省令	二七三	特別とん税法施行令	四〇〇
倉庫業法	二四八		登録水先人養成施設の必要履修科目の教育時間等の教育の内容の基準等を定める告示	二八三	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令	三三
倉庫業法第二十三条の登録の基準等に関する告示	二六八		登録水先人養成施設の内容の基準等を定める告示	二八三	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(抄)	三〇一
倉庫業法施行規則	二五七		登録免許許税法(抄)	三九五	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令(抄)	三三
倉庫業法施行令	二五五		特殊貨物船舶運送規則	二八四	とん税法	四四九
造船機械統計調査規則	三五六		特殊貨物船舶運送規則第七條第二項並びに船舶設備規程等の一部を改正する省令附則第六條第三項及び第五項の告示で定める外国	二二三	とん税法施行令	四四九
造船法	一七三三				とん税法施行令	四四七
造船法施行規則	一七三三				内航海運業法	一九〇
造船法施行令	一七四一				内航海運業報告規則	二二七
その他の固体ばら積み物質及び船舶によるその他の固体ばら積み物質の積載の方法を定める告示	二二三					
た						
大気汚染防止検査対象設備の技術上の基準を定める告示	三六三					
ち						
地方運輸局組織規則(抄)	四六七					
地方公共団体の手数料の標準に関する政令						

内航海運業法施行規則	二〇一
内航海運業法施行令	二〇〇
内航海運組合法	三三七
内航海運組合法施行規則	二四二
内航海運組合法施行令	二四一
内航船舶輸送統計調査規則	三六六
に	
二酸化炭素の放出の抑制その他の環境への負担の低減、衝突の防止その他の航行の安全の確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資する構造、装置又は性能を定める告示	三三
二酸化炭素放出抑制指標等に関する規定の適用を受けない船舶を定める告示	三五八
二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令	三三〇
日英間船舶検査互認方二関スル件	二七〇
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律	二八三
日本船舶であることの証明書交付規則	六〇〇
は	
廃棄物海洋投込処分等の許可等に関する省令	三三八
排他的経済水域及び大陸棚に関する法律	四三八
排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令	三五〇
排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理	三五〇

理に関する政令第三条第二項の表の第三号に規定する粉砕装置の技術上の基準を定める省令	三五五
排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく国土交通省令の適用関係の整理に関する省令	三五五
派遣先が講ずべき措置に関する指針	二五〇
ばら積み固体貨物を運送する船舶についての構造要件を定める告示	一三五
ひ	
標準運送約款	一〇六
標準外航利用運送約款	一八三
標準内航運送約款	三三
標準内航利用運送約款	一七
ふ	
物品の無償貸付及び譲与等に関する法律(抄)	二九六
埠頭保安規程等に係る重要な事項に関する告示	三四四
埠頭保安規程等に記載すべき事項に関する告示	三四四
埠頭保安設備等に係る技術上の基準の細目を定める告示	三四四
武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律	三〇六
武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律施行令	三〇五
武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律	三〇六
分離通航方式に関する告示(抄)	三〇三
ほ	
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する	三〇三

法律	三六七
本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法	二九一
ま	
満載喫水線規則	一六四
満載喫水線規則第二十六条第一項第一号の告示で定めるものを定める告示	一六九
み	
水先法	二七四
水先法施行規則	二八〇
水先法施行規則第九条の三第二項、第十条第二項及び第十四条第一項第五号の国土交通大臣が定める医師を定める告示	二八三
水先法施行規則第二十二号の五第五号の国土交通大臣が定める基準を定める告示	二八三
水先法施行規則の一部を改正する省令附則第四項の国土交通大臣が定める回数等を定める告示	二八三
水先法施行令	二七六
未払賃金の立替払事業に係る船員の立替払賃金の請求の手続等に関する省令	二四三
ゆ	
有害液体物質等の範囲から除かれる液体物質を定める省令	三六四
有害液体物質の排出率等を定める省令	三七三
よ	
溶接工の技りように関する試験の方法等を定める告示	二四六
余水吐きから流出する海水の水質についての基準を定める省令	三三三
り	

離島航路整備法	二五七
離島航路整備法施行規則	二五九
領海及び接続水域に関する法律	四三七
領海等における外国船舶の航行に関する法律	三〇四六
領海等における外国船舶の航行に関する法律 施行規則	三〇四八
領事官の行う船舶法等の事務に係る処分又は その不作為についての審査請求に関する政 令	六〇二
臨時船舶建造調整法	一七六
臨時船舶建造調整法第二条の規定に基づく船舶 の建造許可の判断の基礎となる事項	一八〇〇
臨時船舶建造調整法施行規則	一五九
臨時船舶建造調整法施行令	一七八
ろ	
労働関係調整法	二四二
労働関係調整法施行令	二四七
労働基準法(抄)	二四〇
労働組合法	二四三
労働組合法施行令	二四七
ロールオン・ロールオフ貨物区域等を有する 船舶の電気設備の基準を定める告示	一五六